

又は矯正行政事務に関する助言若しくは指導
ルリ及び又に掲げるもののほか、立法、行政(ヲ)に規定する組織に係るもの(除く)。又は司法に関する事務に関する助言又は指導
ヲ國の防衛に関する組織その他のイからトまで又はワからネまでに掲げるものと同種の業務を行ふ組織の設立又は再建を援助するための次に掲げる業務
(1) イからトまで又はワからネまでに掲げるものと同種の業務に関する助言又は指導
(2) (1)に規定する業務の実施に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための教育訓練
カ被災民の捜索若しくは救出又は帰還の援助
ヨ被災民に対する食糧、衣料、医薬品その他生活関連物資の配布
ワ被災民の医療(防疫上の措置を含む)
カ被災民の捜索若しくは救出又は帰還の援助
ヨ被災民に対する食糧、衣料、医薬品その他生活関連物資の配布
タ被災民を収容するための施設又は設備の設置
レ紛争によって被害を受けた施設又は設備であつて被災民の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置
ソ紛争によつて汚染その他の被害を受けた自然環境の復旧のための措置
ツイからソまでに掲げるもののほか、輸送、保管(備蓄を含む)、通信、建設、機械器具の据付け、検査若しくは修理又は補給(武器の提供を行う補給を除く)。
ネ国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動を統括し、又は調整する組織において行うイからソまでに掲げる業務の実施に必要な企画及び立案並びに調整又は情報の収集整理ナイからネまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務
ラヲからネまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとしてナの政令で定める業務を行ふ場合であつて、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動若しくは人道的な国際救援活動に従事する者又はこれらの活動を支援する者(以下このラ及び第二十六条第二項において「活動関係者」と

いう。)の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護
ヲ物資協力(次に掲げる活動を行つている国際連合等に對して、その活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することをいう)、国際連携平和維持活動
ハ人道的な国際救援活動(別表第四に掲げる国際機関によつて実施される場合にあつては、第三号に規定する決議若しくは要請又は合意が存在しない場合における同号に規定する活動を含むものとする。第三十条第一項及び第三項において同じ)
二国際的な選挙監視活動
八派遣先国(公海を除く)に規定する外國(公海を除く)をいう。
九関係行政機関(次に掲げる機関で政令で定めるものをいう)。
イ内閣府並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関
ロ内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関

第五条 本部の長は、国際平和協力本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。
2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
3 本部に、国際平和協力副本部長(次項において「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官をもつて充てる。
4 副本部長は、本部長の職務を助ける。
5 本部に、国際平和協力本部員(以下この条において「本部員」という。)を置く。
6 本部員は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第九条の規定によりあらかじめ指定された国务大臣、関係行政機関の長、内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣及びデジタル大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。
7 本部員は、本部長に対し、本部の事務に関する意見を述べることができる。
8 本部に、政令で定めるところにより、実施計画ごとに、期間を定めて、自ら国際平和協力業務を行うとともに海外において前条第二項第三号に掲げる事務を行う組織として、協力隊を置くことができる。
9 本部に、本部の事務(協力隊の行うものを除く。)を処理させるため、事務局を置く。
10 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
11 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。
12 前各項に定めるもののほか、本部の組織に必要な事項は、政令で定める。

第六条 内閣総理大臣は、我が国として国際平和協力業務を実施することが適當であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるとき(国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動のための実施する国際連合における国際連合の職員その他の者との連絡に関すること。)
第三章 国際平和協力業務等
第一節 国際平和協力業務
(実施計画)
一国際平和協力業務実施計画(以下「実施計画」という。)の案の作成に関すること。
二国際平和協力業務実施要領(以下「実施要領」という。)の作成又は変更に関すること。
三前号の変更を適正に行うための、派遣先国において実施される必要のある国際平和協力業務の具体的な内容を把握するための調査、実施した国際平和協力業務の効果の測定及び分析並びに派遣先国における国際連合の職員その他の者との連絡に関すること。
四国際平和協力隊(以下「協力隊」という。)の運用に関すること。

いう。)の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護
ヲ物資協力(次に掲げる活動を行つている国際連合等に對して、その活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することをいう)、国際連携平和維持活動
ハ人道的な国際救援活動(別表第四に掲げる国際機関によつて実施される場合にあつては、第三号に規定する決議若しくは要請又は合意が存在しない場合における同号に規定する活動を含むものとする。第三十条第一項及び第三項において同じ)
二国際的な選挙監視活動
八前各号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務

五国際平和協力業務の実施のための関係行政機関への要請、輸送の委託及び国以外の者に対する協力の要請に関すること。
六物資協力(次に掲げるものを除く)及び知識の普及に関すること。
七国際平和協力業務の実施等に関する調査及に關すること。
八前各号に掲げるものを除く)及び知識の普及に関すること。

のためには実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ヲに掲げるものを実施する場合にあつては、同号第一号イからトまで又は第二号イからハまでに規定する同意及び第一号又は第二号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められる限り、人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて同条第五号ヲに掲げるものを実施する場合にあつては、同条第三号に規定する同意及び第三号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間に規定する同意及び第三号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる地城の属する国が紛争当事者であるときは、紛争当事者の当該活動及び当該業務が行わることについての同意があり、かつ、その同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持され、並びに当該活動が行われる地城の属する国が紛争当事者であるときは、紛争当事者の当該活動及び当該業務が行わることについての同意があり、かつ、その同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるとき(限る)。は、国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案につき閣議の決定を求めるべきである。
一国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国が当該業務の実施についての同意(第三条第一号ロ又はハに該当する活動にあつては、当該活動が行われる地域の属する国が当該業務の実施についての同意(同号ハに該当する活動にあつては、当該地域において当該業務の実施に支障となる明確な反対の意思を示す者がいない場合に限る。)
二国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国が当該業務の実施についての同意(同号ハに該当する活動が行われる地域の属する国が当該業務の実施についての同意(同号ハに該当する活動にあつては、当該活動が行われる地域の属する国が当該業務の実施についての同意(同号ハに該当する活動にあつては、当該地域において当該業務の実施に支障となる明確な反対の意思を示す者がいない場合に限る。)
三人道的な国際救援活動のため実施する国際平和協力業務については、当該活動が行われる地域の属する国が当該業務の実施についての同意(同号ハに該当する活動にあつては、当該地域において当該業務の実施に支障となる明確な反対の意思を示す者がいない場合に限る。)
四国際的な選挙監視活動のために実施する国際平和協力業務については、当該活動が行わ

2

れる地域の属する国の当該業務の実施についての同意
実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該国際平和協力業務の実施に関する基本方針

二 協力隊の設置その他当該国際平和協力業務の実施に関する次に掲げる事項

イ 実施すべき国際平和協力業務の種類及び内容

ロ 派遣先国及び国際平和協力業務を行うべき期間

ハ 協力隊の規模及び構成並びに装備

ニ 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて当該国際平和協力業務を行う場合における次に掲げる事項

(1) 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う国際平和協力業務の種類及び内容

(2) 国際平和協力業務を行なう海上保安庁の職員の規模及び構成並びに装備

ホ 自衛隊の部隊等が行なう国際平和協力業務の種類及び内容

ヘ 第二十一条第一項の規定に基づき海上保安官又は防衛大臣に委託することができる輸送の範囲

ト 関係行政機関の協力に関する重要な事項

チ その他当該国際平和協力業務の実施に関する重要な事項

4 第二項第二号に掲げる装備は、第二条第二項及び第三条第一号から第四号までの規定の趣旨とが適當であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第一項の閣議の決定を求めるよう要請することができる。

合において、国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務に係る装備は、事務総長が必要と認める限度で定めるものとする。この範囲内で実施計画に定めるものとする。この場合において、国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務に係る装備は、事務総長が必要と認める限度で定めるものとする。

3

ホ 第二項第二号に掲げる装備は、第二条第二項及び第三条第一号から第四号までの規定の趣旨とが適當であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第一項の閣議の決定を求めるよう要請することができる。

(1) 自衛隊の部隊等が行なう国際平和協力業務の種類及び内容

ヘ 第二十一条第一項の規定に基づき海上保安官又は防衛大臣に委託することができる輸送の範囲

ト 関係行政機関の協力に関する重要な事項

チ その他当該国際平和協力業務の実施に関する重要な事項

4 第二項第二号に掲げる装備は、第二条第二項及び第三条第一号から第四号までの規定の趣旨とが適當であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第一項の閣議の決定を求めるよう要請することができる。

合において、国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務に係る装備は、事務総長が必要と認める限度で定めるものとする。この場合において、国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務に係る装備は、事務総長が必要と認める限度で定めるものとする。

8

前項本文の規定により内閣総理大臣から国会の承認を求められた場合には、先議の議院において、それぞれ議決するよう努めなければならない。

5 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行われる国際平和協力業務は、第三条第五号リ若しくはルに掲げる業務（海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第五条に規定する事務に係るものに限る。）、同号フからソまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号ナの政令で定める業務であつて、同法第二十五条の趣旨に鑑み海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行なうことが適當であると認められるもののうちから、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

6 自衛隊の部隊等が行なう国際平和協力業務は、第三条第五号イからトまでに掲げる業務、同号ヲからネまでに掲げる業務、これらの業務に類するものとして同号ナの政令で定める業務又は同号ラに掲げる業務であつて自衛隊の部隊等が行なうことが適當であると認められるもののうちから、自衛隊の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

7 自衛隊の部隊等が行なう国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動のために実施される国際平和協力業務であつて第三条第五号イからトまでに掲げるもの又はこれらの業務に類するものとして同号ナの政令で定めるものについて、実施計画に定めるものとす

る。

8 政府は、第七項ただし書の場合において不承認の議決があつたときは、遅滞なく、同項の国際平和協力業務を終了させなければならない。

9 政府は、第七項ただし書の場合において不承認の議決があつたときは、遅滞なく、同項の国際平和協力業務について、その承認を求めなければならぬ。ただし、国会が閉会中の場合は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてその承認を求めなければならない。

10 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、遅滞なく、第七項の国際平和協力業務を引き続き行うことにつき、実施計画を添えて国会に付議して、その承認を求めなければならぬ。

11 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、遅滞なく、第七項の国際平和協力業務を終了させなければならない。

12 前二項の規定は、国会の承認を得て第七項の国際平和協力業務を継続した後、更に二年を超えて当該国際平和協力業務を引き続き行おうとする場合について準用する。

13 内閣総理大臣は、実施計画の変更（第一号から第八号までに掲げる場合に行なうべき国際平和協力業務に従事する者の海外への派遣の終了及び第九号から第十一号までに掲げる場合に行なうべき当該各号に規定する業務の終了に係る変更を含む。次項において同じ。）をすることが必要であると認めるとき、又は適當であると認めるべきときは、実施計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

14 内閣総理大臣は、実施計画の変更（第一号から第八号までに掲げる場合に行なうべき国際平和協力業務に従事する者の海外への派遣の終了及び第九号から第十一号までに掲げる場合に行なうべき当該各号に規定する業務の終了に係る変更を含む。次項において同じ。）をすることが必要であると認めるとき、又は適當であると認めるべきときは、実施計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

15 一 國際連合平和維持活動（第三条第一号イに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号ハに規定する同意若しくは第一項第二号に掲げる同意が存続しなくなつたと認められる場合、当該活動が特定の立場に偏ることなく実施されなくなるとしたと認められる場合

16 二 國際連合平和維持活動（第三条第一号イに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号ハに規定する同意若しくは第一項第二号に掲げる同意が存続しなくなつたと認められる場合又は武力紛争の発生を防止することが困難となつた場合

17 三 國際連合平和維持活動（第三条第一号ハに規定するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号イに規定する同意若しくは第一項第一号に掲げる同意が存続しなくなつたと認められる場合

18 四 國際連合平和維持活動（第三条第一号イに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号イに規定する同意若しくは第一項第一号に掲げる同意が存続しなくなつたと認められる場合

19 五 國際連合平和維持活動（第三条第一号ハに規定するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号ハに規定する同意若しくは第一項第二号に掲げる同意が存続しなくなつたと認められる場合

20 六 國際連合平和維持活動（第三条第一号イに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号ハに規定する同意若しくは第一項第二号に掲げる同意が存続しなくなつたと認められる場合又は武力紛争の発生を防止することが困難となつた場合

21 七 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務については、第三条第三号に規定する同意若しくは合意又は第一項第三号に掲げる同意が存続しなくなつたと認められる場合

22 八 國際的な選挙監視活動のために実施する国際平和協力業務については、第三条第四号に規定する同意若しくは合意又は第一項第四号に掲げる同意が存続しなくなつたと認められる場合

23 九 國際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同

号の政令で定めるもの又は同号に掲げるものについては、同条第一号イに規定する合意の遵守の状況その他の事情を勘案して、同号イからハまでに規定する同意又は第一項第十一号イに掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなつた場合

十 国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるものの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものについては、同条第二号イに規定する合意の遵守の状況その他の事情を勘案して、同号イからハまでに規定する同意又は第一項第十二号イに掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなつた場合

十一 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号ラに掲げるものについては、同条第三号に規定する合意がある場合におけるその遵守の状況その他的事情を勘案して、同号に規定する同意若しくは第一項第三号に掲げる同意又は当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合における紛争当事者の活動若しくは当該業務が行わることについての同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなった場合

外務大臣は、実施計画の変更をすることが必要であると認めるとき、又は適当であると認めるとときは、内閣総理大臣に対し、前項の闇議の決定を求めるよう要請することができる。
(国会に対する報告)

第七条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に規定する事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

一 実施計画の決定又は変更があつたとき
該決定又は変更に係る実施計画の内容

二 実施計画に定める国際平和協力業務が終了したとき
当該国際平和協力業務の実施の結果

三 実施計画に定める国際平和協力業務を行う期間に係る変更があつたとき
当該変更前の期間における当該国際平和協力業務の実施の状況

までに掲げる事項についての具体的な内容及び第六号から第九号までに掲げる事項を定める実施要領を作成し、及び必要に応じこれを変更するものとする。

に従事するに当たり、国際平和協力業務が行われる現地の状況の変化に応じ、同号の事務が適切に実施される上で有益であると思われる情報

第十三条 本部長は、関係行政機関の長に（関係行政機関の職員の協力隊への派遣）

			までに掲げる事項についての具体的な内容及び第六号から第九号までに掲げる事項を定める実施要領を作成し、及び必要に応じこれを変更するものとする。
一	当該国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間	二	前号に掲げる地域及び期間ごとの当該国際平和協力業務の種類及び内容
三	第一号に掲げる地域及び期間ごとの当該国際平和協力業務の実施の方法(当該国際平和協力業務に使用される装備に関する事項を含む)	四	第一号に掲げる地域及び期間ごとの当該国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項
五	派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項	六	第六条第十三項第一号から第八号までに掲げる場合において第三条第五号トに掲げる業務若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定める業務又は同号ヲに掲げる業務に従事する者が行うべき当該業務の中止に関する事項
七	第六条第十三項第九号から第十一号までに掲げる場合において第三条第五号トに掲げる業務若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定める業務又は同号ヲに掲げる業務に従事する者が行うべき当該業務の中止に関する事項	八	危険を回避するための国際平和協力業務の一時休止その他の協力隊の隊員の安全を確保するための措置に関する事項
九	その他本部長が当該国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項	十	実施要領の作成及び変更は、国際連合平和維持活動として実施される国際平和協力業務に関する事項に關し本部長が必要と認める場合を除き、事務総長又は派遣先国において事務総長の権限を行使する者が行う指図に適合するようを行うものとする。
三	本部長は、必要と認めるときは、その指定する協力隊の隊員に対し、実施要領の作成又は変更に関する権限の一部を委任することができるとする。	十一	本部長は、隊員の任免を行う。 (隊員の採用)
二	協力隊は、実施計画及び実施要領に従い、国際平和協力業務を行う。	十二	本部長は、第三条第五号ニ若しくはチカラニテまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号ナの政令で定める業務に係る国際平和協力業務に従事させるため、当該国際平和協力業務に従事することを志望する者のうちから、選考により、任期を定めて隊員を採用することができる。
一	にかんがみ、第四条第二項第三号に掲げる事務(国際平和協力業務等の実施)	三	海上保安庁長官は、実施計画に定められた第六条第五項の国際平和協力業務について本部長から要請があつた場合には、実施計画及び実施要領に従い、海上保安庁の船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員に、当該船舶又は航空機を用いて国際平和協力業務を行わせることができる。
四	防衛大臣は、実施計画に定められた第六条第五項の国際平和協力業務について本部長から要請があつた場合には、第三項の海上保安庁の職員又は前項の自衛隊の部隊等に所属する自衛隊員(自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下同じ)は、それぞれ、実施計画及び実施要領に従い、当該国際平和協力業務に従事するものとする。	五	外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。
五	派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項	六	協力隊は、外務大臣の指定する在外公館と密接に連絡を保つものとする。
六	第一号に掲げる地域及び期間ごとの当該国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項	七	外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。
七	第六条第十三項第九号から第十一号までに掲げる場合において第三条第五号トに掲げる業務若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定める業務又は同号ヲに掲げる業務に従事する者が行うべき当該業務の中止に関する事項	八	危険を回避するための国際平和協力業務の一時休止その他の協力隊の隊員の安全を確保するための措置に関する事項
八	実施要領の作成及び変更は、国際連合平和維持活動として実施される国際平和協力業務に関する事項に關し本部長が必要と認める場合を除き、事務総長又は派遣先国において事務総長の権限を行使する者が行う指図に適合するようを行うものとする。	九	その他本部長が当該国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項
九	本部長は、必要と認めるときは、その指定する協力隊の隊員に対し、実施要領の作成又は変更に関する権限の一部を委任することができるとする。	十	実施要領の作成及び変更は、国際連合平和維持活動として実施される国際平和協力業務に関する事項に關し本部長が必要と認める場合を除き、事務総長又は派遣先国において事務総長の権限を行使する者が行う指図に適合するようを行うものとする。
三	にかんがみ、第四条第二項第三号に掲げる事務(国際平和協力業務等の実施)	十一	本部長は、隊員の任免を行う。 (隊員の採用)
二	協力隊は、実施計画及び実施要領に従い、国際平和協力業務を行う。	十二	本部長は、第三条第五号ニ若しくはチカラニテまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号ナの政令で定める業務に係る国際平和協力業務に従事させるため、当該国際平和協力業務に従事することを志望する者のうちから、選考により、任期を定めて隊員を採用することができる。
一	にかんがみ、第四条第二項第三号に掲げる事務(国際平和協力業務等の実施)	三	海上保安庁長官は、実施計画に定められた第六条第五項の国際平和協力業務について本部長から要請があつた場合には、実施計画及び実施要領に従い、海上保安庁の職員に、当該船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員に、当該船舶又は航空機を用いて国際平和協力業務を行わせることができる。

(関係行政機関の職員の協力隊への派遣)
第十三条 本部長は、関係行政機関の長に対し、
実施計画に従い、国際平和協力業務（第三条第五号
等に掲げる業務を除く。）であつて協力隊
が行うものを実施するため必要な技術、能力等
を有する職員（国家公務員法（昭和二十二年法
律第二百二十号）第二条第三項各号（第十六号を
除く。）に掲げる者を除く。）を協力隊に派遣す
るよう要請することができる。ただし、第三条
第五号イからハまで及びホからトまでに掲げる
業務並びにこれらの業務に類するものとして同
号ナの政令で定める業務に係る国際平和協力業
務については自衛隊員以外の者の派遣を要請す
ることはできず、同号ニに掲げる業務及びこれ
に類するものとして同号ナの政令で定める業務
に係る国際平和協力業務についても自衛隊員の
派遣を要請することはできない。
2 関係行政機関の長は、前項の規定による要請
があつたときは、その所掌事務に支障を生じな
い限度において、同項の職員に該当する職員を
期間を定めて協力隊に派遣するものとする。
3 前項の規定により派遣された職員のうち自衛
隊員以外の者は、従前の官職を保有したまま、
同項の期間を任期として隊員に任用されるもの
とする。
4 第二項の規定により派遣された自衛隊員は、
同項の期間を任期として隊員に任用されるもの
とし、隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有
することとなるものとする。
5 第三項の規定により従前の官職を保有したま
ま隊員に任用される者は又は前項の規定により隊
員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有する者
は、本部長の指揮監督の下に国際平和協力業務
に従事する。
6 本部長は、第二項の規定に基づき防衛大臣に
より派遣された隊員（以下この条において「自
衛隊派遣隊員」という。）についてその派遣の
必要がなくなつた場合その他政令で定める場合
には、当該自衛隊派遣隊員の隊員としての身分
を失わせるものとする。この場合には、当該自
衛隊員は、自衛隊に復帰するものとする。
7 自衛隊派遣隊員は、自衛隊員の身分を失つた
ときは、同時に隊員の身分を失つものとする。
8 第四項の規定により隊員の身分及び自衛隊員
の身分を併せ有することとなる者に対する給与
等（第十七条に規定する国際平和協力手当以外
の給与、災害補償及び退職手当並びに共済組合

の制度をいう。)に関する法令の適用について
は、その者は、自衛隊のみに所属するものとみ
なす。

9 第四項から前項までに定めるものほか、同
項に規定する者の身分取扱いに関し必要な事項
は、政令で定める。

第十四条 海上保安庁長官は、第九条第三項の規
定に基づき同項の海上保安庁の職員に国际平和
協力業務を行わせるときは、当該職員を、期間
を定めて協力隊に派遣するものとする。この場
合において、派遣された海上保安庁の職員は、
従前の官職を保有したまま当該期間を任期とし
て隊員に任用されるものとし、隊員として第四
条第二項第三号に掲げる事務に従事する。

2 防衛大臣は、第九条第四項の規定に基づき自
衛隊等に国际平和協力業務を行わせると
きは、当該自衛隊の部隊等に所属する自衛隊員
を、期間を定めて協力隊に派遣するものとす
る。この場合において、派遣された自衛隊員
は、当該期間を任期として隊員に任用され、自
衛隊員の身分及び隊員の身分を併せ有すること
となるものとし、隊員として第四条第二項第三
号に掲げる事務に従事する。

3 前項に定めるもののほか、同項の規定により
自衛隊員の身分及び隊員の身分を併せ有するこ
ととなる者の身分取扱いについては、前条第六
項から第九項までの規定を準用する。
(国家公務員法の適用除外)

第十五条 第十二条第一項の規定により採用され
る隊員については、隊員になる前に、国家公務
員法第二百三十三条第一項に規定する嘗利企業(以下
この条において「嘗利企業」という。)を嘗む
ことを目的とする団体の役員、顧問若しくは評
議員(以下この条において「役員等」という。)
の職に就き、若しくは自ら嘗利企業を営み、又
は報酬を得て、嘗利企業以外の事業の団体の役
員等の職に就き、若しくは事業に従事し、若し
くは事務を行っていた場合においても、同項及
び同法第二百四条の規定は、適用しない。
(研修)

第十六条 隊員は、本部長の定めるところにより
行われる国际平和協力業務の適切かつ効果的な
実施のための研修を受けなければならない。
(国際平和協力手当)

第十七条 国際平和協力業務に従事する者には、
国際平和協力業務が行われる派遣先国の勤務環
境及び国際平和協力業務の特質に鑑み、国際平
和協力手当を支給することができる。

2 前項の国際平和協力手当に関し必要な事項
は、政令で定める。

3 内閣総理大臣は、前項の政令の制定又は改廃
に際しては、人事院の意見を聽かなければなら
ない。

第十八条 隊員の服制は、政令で定める。
(服制等)

2 隊員には、政令で定めるところにより、その
職務遂行上必要な被服を支給し、又は貸与する
ことができる。
(国際平和協力業務に従事する者の総数の上限)

3 第十九条 国際平和協力業務に従事する者の総数
は、二千人を超えないものとする。
(隊員の定員)

第二十条 隊員の定員は、実施計画に従つて行わ
れる国際平和協力業務の実施に必要な定員で個
々の協力隊ごとに政令で定めるものとする。
(輸送の委託)

第二十一条 本部長は、実施計画に基づき、海上
保安庁長官又は防衛大臣に対し、第三条第五号
に規定する国際平和協力業務の実施のための
船舶若しくは航空機による被災民の輸送又は同
号ワからソまでに規定する国際平和協力業務の
実施のための船舶若しくは航空機による物品の
輸送(派遣先国の国内の地域間及び一の派遣先
国と隣接する他の派遣先国との間で行われる被
災民の輸送又は物品の輸送を除く。)を委託す
ることができる。

2 海上保安庁長官は、前項の規定による委託が
あつた場合には、海上保安庁の任務遂行に支障
を生じない限度において、当該委託を受け、及
びこれを実施することができる。

3 防衛大臣は、第一項の規定による委託があ
つた場合には、自衛隊の主たる任務の遂行に支障
を生じない限度において、当該委託を受け、及
びこれを実施することができる。
(関係行政機関の協力)

2 関係行政機関の長は、協力隊が行う国際平和協
力業務を実施するため必要があると認めるとき
は、関係行政機関の長に対し、その所管に属す
る物品の管理換えその他の協力を要請すること
ができる。

3 第二十二条 本部長は、協力隊が行う国際平和協
力業務に従事するため必要があると認めるとき
は、関係行政機関の長に対し、その所管に属す
る物品の管理換えその他の協力を要請すること
ができる。

2 関係行政機関の長は、前項の規定による要請
があつたときは、その所掌事務に支障を生じな
い限度において、同項の協力を行うものとす
る。
(小型武器の保有及び貸与)

3 第二十三条 本部は、隊員の安全保持のために必
要な政令で定める種類の小型武器を保有するこ
とができる。

第二十四条 本部長は、第九条第一項の規定によ
り協力隊が派遣先国において行う国際平和協力
業務(第三条第五号子に掲げる業務及びこれに
類するものとして同号ナの政令で定める業務を
除く。)に隊員を従事させるに当たり、現地の治
安の状況等を勘案して特に必要と認める場合
には、当該隊員が派遣先国に滞在する間、前条
の小型武器であつて第六条第二項第二号ハ及び
第四項の規定により実施計画に定める装備であ
るものを当該隊員に貸与することができる。

2 小型武器を管理する責任を有する者として本
部の隊員のうちから本部長により指定された者
は、前項の規定により隊員に貸与するため、小
型武器を保管することができる。

3 小型武器の貸与の基準、管理等に関し必要な
事項は、政令で定める。

第二十五条 前条第一項の規定により小型武器の
貸与を受け、派遣先国において国際平和協力業
務に従事する隊員は、自己又は自己と共に現場
に所在する他の隊員若しくはその職務を行うに
伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体
を防護するためやむを得ない必要があると認め
る相当の理由がある場合には、その事態に応じ
合理的に必要と判断される限度で、当該小型武
器を使用することができる。

2 第二条又は第三項の場合において、当該現場
に在る上官は、統制を欠いた小型武器又は武器
の使用によりかえつて生命若しくは身体に対する
危険又は事態の混乱を招くこととなることを未
然に防止し、当該小型武器又は武器の使用が
これらの規定及び次項の規定に従いその目的の
範囲内において適正に行われることを確保する
見地から必要な命令をするものとする。

3 第二条又は第三項までの規定による小型武器
の貸与を受け、派遣先国において国際平和協力業
務に従事する場合を除いては、人に危害を与
えることはならない。

2 第二条又は第三項の規定により派遣先国において
は、武器の使用に際しては、刑法(明治四十年
法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条の
規定に該当する場合を除いては、人に危害を与
えてはならない。

3 第二条又は第三項の規定により派遣先国において
は、武器の使用に際しては、刑法(明治四十年
法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条の
規定に該当する場合を除いては、人に危害を与
えてはならない。

4 第二条又は第三項の規定により派遣先国において
は、武器の使用に際しては、刑法(明治四十年
法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条の
規定に該当する場合を除いては、人に危害を与
えてはならない。

5 第二条又は第三項の規定により派遣先国において
は、武器の使用に際しては、刑法(明治四十年
法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条の
規定に該当する場合を除いては、人に危害を与
えてはならない。

6 第二条又は第三項の規定により派遣先国において
は、武器の使用に際しては、刑法(明治四十年
法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条の
規定に該当する場合を除いては、人に危害を与
えてはならない。

7 第二条又は第三項の規定により派遣先国において
は、武器の使用に際しては、刑法(明治四十年
法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条の
規定に該当する場合を除いては、人に危害を与
えてはならない。

8 第二条又は第三項の規定により派遣先国において
は、武器の使用に際しては、刑法(明治四十年
法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条の
規定に該当する場合を除いては、人に危害を与
えてはならない。

断される限度で、第六条第二項第二号ホ(2)
及び第四項の規定により実施計画に定める装備
である武器を使用することができます。

4 前二項の規定による小型武器又は武器の使用
に対する侵害又は危険が切迫し、その命令を受
けるいとまがないときは、この限りでない。

5 第二条又は第三項の場合において、当該現場
に在る上官は、統制を欠いた小型武器又は武器
の使用によりかえつて生命若しくは身体に対する
危険又は事態の混乱を招くこととなることを未
然に防止し、当該小型武器又は武器の使用が
これらの規定及び次項の規定に従いその目的の
範囲内において適正に行われることを確保する
見地から必要な命令をするものとする。

6 第二条又は第三項の規定による小型武器
の貸与を受け、派遣先国において国際平和協力業
務に従事する自衛官は、その宿
營する宿营地(宿營のために使用する区域であ
つて、囲障が設置されることにより他と区別さ
れるものをいう。以下この項において同じ。)
であつて当該国際平和協力業務に係る国際連合
平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道
的国际救援活動に従事する外国の軍隊の部隊
の要員が共に宿營するものに対する攻撃があ
つたときは、当該宿营地に所在する者の生命又は
その職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた
者の生命又は身体を防護するためやむを得ない
必要があると認める相当の理由がある場合に
は、その事態に応じ合理的に必要と判断される
限度で、第六条第二項第二号ニ(2)及び第四
項の規定により実施計画に定める装備である第
二十三条の政令で定める種類の小型武器で、当
該海上保安官等が携帯するものを使用すること
ができる。

7 第二条又は第三項の規定による小型武器
の貸与を受け、派遣先国において国際平和協力業
務に従事する自衛官は、その宿
營する宿营地(宿營のために使用する区域であ
つて、囲障が設置されることにより他と区別さ
れるものをいう。以下この項において同じ。)
であつて当該国際平和協力業務に係る国際連合
平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道
的国际救援活動に従事する外国の軍隊の部隊
の要員が共に宿營するものに対する攻撃があ
つたときは、当該宿营地に所在する者の生命又は
その職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた
者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共
に、第三項の規定による武器の使用をする
ことができる。この場合において、同項から第
五項までの規定の適用については、第三項中
「現場に所在する他の自衛隊員、隊員若しくは
その職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた
者の生命又は身体を防護するためやむを得ない
必要があると認める相当の理由がある場合に
は、その事態に応じ合理的に必要と判断される
限度で、第六条第二項第二号ニ(2)及び第四
項の規定により実施計画に定める装備である第
二十三条の政令で定める種類の小型武器で、当
該海上保安官等が携帯するものを使用すること
ができる。

8 第二条又は第三項の規定による小型武器
の貸与を受け、派遣先国において国際平和協力業
務に従事する自衛官は、その宿
營する宿营地(宿營のために使用する区域であ
つて、囲障が設置されることにより他と区別さ
れるものをいう。以下この項において同じ。)
であつて当該国際平和協力業務に係る国際連合
平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道
的国际救援活動に従事する外国の軍隊の部隊
の要員による措置の状況をも踏まえ、その事
態」と、第四項及び第五項中「現場」とあるの
は、「宿营地」とする。

9 第二条又は第三項の規定により派遣先国において
は、武器の使用に際しては、刑法(明治四十年
法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条の
規定に該当する場合を除いては、人に危害を与
えてはならない。

(政令への委任) 第三十四条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(見直し)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の実施状況に照らして、この法律の実施の在り方について見直しを行ふものとする。

附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十九号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十九号)の施行の日から施行する。ただし、第二十四条の改正規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四五条第二項、第千三百二十六条第一項及び第千三百四十四条の規定

公布の日

附 則 (平成一三年一二月一四日法律第一五七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三条 政府は、この法律の施行後三年を経過して一月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月三〇日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三一年四月二六日法律第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三一年四月二六日法律第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

二 第三条及び第五条並びに次項の規定 国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間ににおける物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の効力発生の日

前項第二号に掲げる規定の施行の日が同項第一号に掲げる規定の施行の日前である場合に、第二条のうち、自衛隊法第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号の改正規定中「英國」とあるのは「フランス」と、同法第百条の十一の次に二条を加える改正規定中「第百条の十二」とあるのは「第百条の十四」と、「第百条の十三」とあるのは「第百条の十五」と、第三条のうち、同法第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号の改正規定中「カナダ」とあるのは「英國」と、同法第百条の十三の次に二条を加える改正規定中「第百条の十一」と、「第百条の十四」とあるのは「第百条の十二」と、「第百条の十五」とあるのは「第百条の十三」と、第三号及び第二項第四号の改正規定並びに同法第百条の九の次に二条を加える改正規定並びに第三条の規定 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の効力発生の日

三 第一条 第二条中自衛隊法第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号の改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第二条中自衛隊法第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号の改正規定並びに同法第百条の九の次に二条を加える改正規定並びに第三条の規定 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の効力発生の日

五 第二条 第二条及び第三条の規定は、日本国の中華人民共和国との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と中華人民共和国との間の協定の効力発生の日

六 第二条 第二条及び第三条の規定は、日本国の中華人民共和国との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と中華人民共和国との間の協定の効力発生の日

七 第二条 第二条及び第三条の規定は、日本国の中華人民共和国との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と中華人民共和国との間の協定の効力発生の日

八 第二条 第二条及び第三条の規定は、日本国の中華人民共和国との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と中華人民共和国との間の協定の効力発生の日

九 第二条 第二条及び第三条の規定は、日本国の中華人民共和国との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と中華人民共和国との間の協定の効力発生の日

十 第二条 第二条及び第三条の規定は、日本国の中華人民共和国との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と中華人民共和国との間の協定の効力発生の日

十一 第二条 第二条及び第三条の規定は、日本国の中華人民共和国との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と中華人民共和国との間の協定の効力発生の日

十二 第二条 第二条及び第三条の規定は、日本国の中華人民共和国との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と中華人民共和国との間の協定の効力発生の日

十三 第二条 第二条及び第三条の規定は、日本国の中華人民共和国との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と中華人民共和国との間の協定の効力発生の日

十四 第二条 第二条及び第三条の規定は、日本国の中華人民共和国との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と中華人民共和国との間の協定の効力発生の日

十五 第二条 第二条及び第三条の規定は、日本国の中華人民共和国との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と中華人民共和国との間の協定の効力発生の日

十六 第二条 第二条及び第三条の規定は、日本国の中華人民共和国との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と中華人民共和国との間の協定の効力発生の日

認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした

ことの機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に旧法令の規定により、第二条のうち、自衛隊法第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号の改正規定中「英國」とあるのは「フランス」と、同法第百条の十一の次に二条を加える改正規定中「第百条の十二」とあるのは「第百条の十四」と、「第百条の十三」とあるのは「第百条の十五」と、第三条のうち、同法第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号の改正規定中「カナダ」とあるのは「英國」と、同法第百条の十三の次に二条を加える改正規定中「第百条の十一」と、「第百条の十四」とあるのは「第百条の十二」と、「第百条の十五」とあるのは「第百条の十三」と、第三号及び第二項第四号の改正規定並びに同法第百条の九の次に二条を加える改正規定並びに第三条の規定 日本国の自衛隊とグレート

ブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と北アイルランド連合王国政府との間の協定の効力発生の日

三 第二条 第二条及び第三条の規定は、日本国の中華人民共和国との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と中華人民共和国との間の協定の効力発生の日

四 第二条 第二条及び第三条の規定は、日本国の中華人民共和国との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と中華人民共和国との間の協定の効力発生の日

五 第二条 第二条及び第三条の規定は、日本国の中華人民共和国との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と中華人民共和国との間の協定の効力発生の日

六 第二条 第二条及び第三条の規定は、日本国の中華人民共和国との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と中華人民共和国との間の協定の効力発生の日

七 第二条 第二条及び第三条の規定は、日本国の中華人民共和国との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と中華人民共和国との間の協定の効力発生の日

八 第二条 第二条及び第三条の規定は、日本国の中華人民共和国との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と中華人民共和国との間の協定の効力発生の日

九 第二条 第二条及び第三条の規定は、日本国の中華人民共和国との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と中華人民共和国との間の協定の効力発生の日

十 第二条 第二条及び第三条の規定は、日本国の中華人民共和国との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と中華人民共和国との間の協定の効力発生の日

十一 第二条 第二条及び第三条の規定は、日本国の中華人民共和国との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と中華人民共和国との間の協定の効力発生の日

十二 第二条 第二条及び第三条の規定は、日本国の中華人民共和国との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と中華人民共和国との間の協定の効力発生の日

十三 第二条 第二条及び第三条の規定は、日本国の中華人民共和国との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と中華人民共和国との間の協定の効力発生の日

十四 第二条 第二条及び第三条の規定は、日本国の中華人民共和国との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と中華人民共和国との間の協定の効力発生の日

十五 第二条 第二条及び第三条の規定は、日本国の中華人民共和国との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と中華人民共和国との間の協定の効力発生の日

別表第一（第三条、第三十二条関係）	びに第四条の規定　日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の効力発生の日
一　国際連合	二　国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、国際連合難民高等弁務官事務所その他政令で定めるもの
二　国際連携平和安全活動に係る実績若しくは専門的能力を有する国際連合憲章第五十二条に規定する地域的機関又は多国間の条約により設立された機関で、欧州連合その他政令で定めるもの	三　国際連携平和安全活動に係る実績若しくは専門的能力を有する国際連合憲章第五十二条に規定する地域的機関又は多国間の条約により設立された機関で、欧州連合その他政令で定めるもの
別表第二（第三条、第三十二条関係）	別表第二（第三条、第三十二条関係）
一　国際連合	一　国際連合
二　国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、次に掲げるものその他政令で定めるもの	二　国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、次に掲げるものその他政令で定めるもの
イ　国際連合難民高等弁務官事務所	イ　国際連合パレスチナ難民救済事業機関
ロイ　国際連合児童基金	ロイ　国際連合環境計画
ハ　国際連合人間居住計画	ハ　国際連合ボランティア計画
ヌ　世界食糧計画	ヌ　国際連合開発計画
ル　国際連合食糧農業機関	ル　国際連合人口基金
ル　世界保健機関	ル　国際連合児童基金
ル　国際移住機関	ル　国際連合環境計画
ル　国際連合人間居住計画	ル　国際連合ボランティア計画
ル　世界食糧計画	ル　国際連合開発計画
ル　国際連合食糧農業機関	ル　国際連合人口基金
ル　世界保健機関	ル　国際連合環境計画
ル　国際移住機関	ル　国際連合ボランティア計画

一　国際連合	二　国際連合
二　国際連合	二　国際連合
三　国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、国際連合開発計画その他の政令で定めるもの	三　国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、国際連合開発計画その他の政令で定めるもの
イ　国際連合難民高等弁務官事務所	イ　国際連合難民高等弁務官事務所
ロイ　国際連合児童基金	ロイ　国際連合児童基金
ハ　国際連合人間居住計画	ハ　国際連合人間居住計画
ヌ　世界食糧計画	ヌ　世界食糧計画
ル　国際連合食糧農業機関	ル　国際連合食糧農業機関
ル　世界保健機関	ル　世界保健機関
ル　国際移住機関	ル　国際移住機関